**○外務省告示第五百五十三号**

平成二十一年十一月二十日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十一年十二月八日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　シーラ・シスル事務局次長

**○外務省告示第五百五十四号**

平成二十一年十月二十七日に香港で、ワーキング・ホリデー制度に関する次の口上書の交換が中華人民共和国香港特別行政区政府との間で行われ、同口上書にいう措置は平成二十二年一月一日から実施される。

平成二十一年十二月八日

外務大臣　岡田　克也

（在香港日本国総領事館から中華人民共和国香港特別行政区政府あての口上書）

（訳文）

No：C G O J 09―000278

口上書

在香港日本国総領事館は、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）政府に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国と香港特別行政区との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、日本国と香港特別行政区との間の相互理解を促進するため香港特別行政区の居住者、特に青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、香港特別行政区の居住者が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、香港特別行政区の居住者は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

1　日本国政府は、次の各要件を満たす者に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　香港特別行政区の通常の居住者であり、かつ、査証申請時に香港特別行政区に居住していること。

(ii)　最初の入国の日から一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効な香港特別行政区旅券又は英国海外市民旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　十分な健康保険に加入していること。

2　1にいう査証の申請は、このワーキング・ホリデー制度に特有の手続に従い、在香港日本国総領事館に対して行われることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同総領事館の代表者による面接を受ける。

3　申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

4　日本国政府は、1にいう査証を有する香港特別行政区の居住者に対し、最初の入国の日から最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。香港特別行政区の居住者は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度により日本国に入国した香港特別行政区の居住者は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　日本国政府は、この制度により日本国に入国した香港特別行政区の居住者が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　日本国政府は、香港特別行政区の居住者に対し発給する1にいう査証の数を毎年決定する。日本国政府は、この数を変更することを決定した場合には、香港特別行政区政府に対し通報する。

8　日本国政府は、公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、香港特別行政区政府に対し、直ちに通告される。

9　日本国政府は、香港特別行政区政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

10　前記の諸措置の終了又は停止の後においても、双方により別段取り決められる場合を除くほか、その終了又は停止の日に有効なワーキング・ホリデー査証を有して既に日本国に入国している者は、日本国において効力を有する関係法令に従い、許可された期間日本国に滞在すること及び就労することが認められる。

在香港日本国総領事館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて香港特別行政区政府に対して敬意を表する。

（中華人民共和国香港特別行政区政府から在香港日本国総領事館あての口上書）

（訳文）

口上書

中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港特別行政区」という。）政府は、在香港日本国総領事館に敬意を表するとともに、香港特別行政区政府が、香港特別行政区と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、香港特別行政区と日本国との間の相互理解を促進するため日本国民、特に青少年に対し香港特別行政区の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために香港特別行政区に入域し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーの制度を設けることを希望して、日本国民の香港特別行政区への入域に関し、二千十年一月一日から香港特別行政区の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを香港特別行政区政府に通報する光栄を有する。

1　香港特別行政区政府は、次の各要件を満たす者に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　査証申請時に日本国に居住する日本国民であること。

(ii)　最初の入域の日から一年を超えない期間香港特別行政区において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効な日本国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(vi)　香港特別行政区における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に香港特別行政区を出域する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。

(x)　十分な健康保険に加入していること。

2　1にいう査証の申請は、このワーキング・ホリデー制度に特有の手続に従い、香港特別行政区入境事務処、在日本国中華人民共和国大使館又は総領事館に対して行われることが必要とされる。

3　申請者は、広東語、標準中国語又は英語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。